（一財）氷室神社文化興隆財団主催

古文書講座

～奈良地域史料を読む～

第一回　仮名を頼りに証文を読む（一）

平成三十一年四月二十日（土）
午後三時～四時三十分
古文書講座第一回
氷室神社直会殿
講　師：（一財）氷室神社文化興隆財団
代表理事　大　宮　守　友

店請状之事

一　此誰と申者、生国能存慥成者ニ付、拙者店請ニ相立、貴殿店借受之證文差上申処実正也。店賃之儀ハ壱ヶ月
金銀何程宛究、毎月晦日急度為精出可申候。若相滞候ハヽ、
拙者引請一文何程成共急度勘定可致候。店之入用之節ハ
何時ニ而茂其元御差図次第早速明渡可申候。家内之者共迄拙者方ゟ急度可申付候。

一　御公儀様御法度之儀ハ不及申上、店並之御法度
為相背申間敷候。若相背候ハヽ、貴殿へ少茂御苦労相掛ケ申間敷候。

一　此者ニ何様之儀出来候共、諸道具等差押候迄ニ而御座候。

一　宗旨之儀ハ代々何宗ニ而何村何寺旦那ニ紛無御座候。若
宗門様ニ申者ニ候ハヽ、拙者何方迄茂罷出急度埒明ケ可申候。
御仕置之博奕諸勝負等一切為致申間敷候。
右之通店請人ニ相立候上ハ、何様之六ヶ敷出入等出来候共、
諸事拙者方ゟ引請、貴殿ニ少茂御苦労相掛ケ
申間敷候。為後日之店請証文仍如件

年号月日

何宿何町何丁目誰店
店受人　誰　印
店借主　誰　印

家主
誰殿

No.

店請状之事

一此誰と申者生国能存慥成者ニ付拙者店請ニ相立

貴殿御店借受差置申処実正也店賃之儀者壱ヶ月

金銀銭何程宛毎月晦日急度為指出可申候若相滞候ハヽ

拙者引受何程成共御勘定可致候尤店御入用之節者

何時ニ而茂早速為明渡家内家財共拙者方江引取可申候

一御公儀様御法度之儀者不及申上店並之御作法堅

為相背申間敷候惣而親類たり共貴殿江無御断為致

止宿申間敷候尤博奕賭之諸勝負事堅為致間敷候

一宗旨者代々何宗ニ而何村何寺旦那紛無御座候若御法度之

No.

宗門抔与申者御座候ハヽ拙者何方迄茂罷出急度申披

可仕候家内当人夫婦老母忰当時四人ニ御座候

右之通店請人ニ罷立候上者何様之六ヶ敷出入等出来仕候共

諸事拙者方江引受急度埒明貴殿江少茂御苦労相懸

申間敷候為後日店請証文如件

何宿何町何丁目誰店

年号月日

店受人 誰 印

店借主 誰 印

家主

誰殿

入歩一札之事

此度其後に金何程者用立。年壹割之利足ニ為ル。来何年何月ニ至て。元利無相違ニ返済ニ約束ニ為ル。若シ組合立合ニ至。右之金子相渡ル。右元利相済ニ至ル間。其後此所持之何町何側。何間之家屋敷壹ヶ所。掛ル方ニ至り歩ル。

右金子相済ニ至ル。何時ニ為ル。右家屋敷此渡ル事ニ為ル。

後読一札如件

年号月日

証人 誰 下

親類 誰 下

入置申一札之事（いれおき いつさつ）

此度貴殿江金何程御用立。年壱割之利足ニ而来。（このたびきでん きんなにほどごようだて としいちわり りそく）

何年何月迄ニ。元利無相違御返済之約束ニ而。名主組合立合（なにとし くわんりなくさうゐ へんさいのやくそく なぬし くみあいたちあい）

之上。右之金子相渡申候。右元利相済候迄之間。貴殿御所持（のうへ みぎのきんす あいわたし みぎぐわんりあいすみ あいだきでん ごしょぢ）

之何町何側。何間之家屋敷壱ヶ所。拙者方江預り置申候。（なにまちなにがわ なんげんのいへやしき しょせつしやかた あづか おき）

右金子相済候節者。何時ニ而茂右家屋敷御渡可申候。為ニ（みききんす あいすみ せつ なんどき みぎいへやしき わたし ため）

後証一札如件（ごしょうのいつさつごとしくだんの）

年号月日（ねんがう）

預り主（あづか ぬし）　誰印

親類（しんるい）

証人（しようにん）　誰印

宛名（あてな）